

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2017/7/7号 (No. 255)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 中国 ASEAN 知的財産権管理と運用シンポジウム、北京で開幕(国家知識産権網 2017年7月5日)
2. 国家知識産権局、「2016年中国専利調査データ報告」を発表(国家知識産権網 2017年6月30日)
3. 国家知識産権局と香港商務・経済発展局、知財分野協力協定を締結(国家知識産権網 2017年6月30日)

○ 地方政府の動き

1. 江蘇で模倣品摘発ネットワークが設立、有名企業 130 社加盟(中国打撃侵権工作網 2017年7月5日)
2. 湖北省 12 部門、ネット市場違法行為摘発で提携(工商総局公式サイト 2017年7月4日)
3. 天津知識産権局とジェトロ北京事務所、知的財産権保護で交流(国家知識産権網 2017年7月3日)

○ 司法関連の動き

1. 北京知識産権法院、著作権事件 2 万 5000 件審理、3 つの特徴(国家版權局公式サイト 2017年6月30日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 商務部、権利侵害摘発を強化、大型設備輸出などに重点(中国保護知識産権網 2017年7月3日)

○ 統計関連

1. 地理的表示商標登録件数、10 年間で 11 倍増、総合貢献率 30%超(工商総局公式サイト 2017年7月4日)

○ その他知財関連

1. 国家知的財産権研修基地セミナーが上海で開催(国家知識産権網 2017年7月5日)
2. PPH 共通出願様式、19 の PPH 参加庁が採用(国家知識産権網 2017年7月3日)
3. 中国商標金賞授賞大会開催、張茅 SAIC 局長とガリ WIPO 事務局長出席(工商総局公式サイト 2017年7月1日)

=====

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国 ASEAN 知的財産権管理と運用シンポジウム、北京で開幕★★★

7月4日、中国国家知識産権局と ASEAN 事務局が共催する「中国 ASEAN 知的財産権管理と運用シンポジウム」が北京で開幕した。国家知識産権局の何志敏副局長が開幕式に出席し、演説した。

何副局長は、中国 ASEAN 協力基金を利用して双方が開催した一連の研修活動、シンポジウムで良い実績を上げているとの認識を示し、中国は知的財産権管理と商業化の効果向上を重視しており、今回のシンポジウムを通じて、知的財産権の管理・運用をめぐって ASEAN 諸国と交流を深めたいと語った。

シンポジウムは4日間に渡って開催される。参加者は、知的財産権管理推進における政府の戦略と役割、知的財産権の使用許諾、技術譲渡契約を含む9つのテーマをめぐって交流を行う。ASEAN事務局とASEAN10カ国、中国国家知識産権局、中国知的財産権業界の代表らがシンポジウムに参加した。
(出典：国家知識産権網 2017年7月5日)

★★★2. 国家知識産権局、「2016年中国専利調査データ報告」を発表★★★

国家知識産権局がこのほど、「2016年中国専利調査データ報告」を発表した。このような全国範囲での専利（特許、実用新案、意匠）調査結果の発表は昨年に続き2回目となる。

2016年度の専利調査は23省、自治区、直轄市において、2015年末時点に有効専利を有する権利者とその有効専利を対象に実施し、権利者に関するアンケート票1万5000部、専利情報に関するアンケート票4万3000部をそれぞれ配布した。回収率は80%、有効率は70%を超える。報告によると、▽中国の専利保護に対する需要は高いレベルを維持している▽有効専利の実施率は安定を維持しながら増加傾向を見せる▽零細企業は権利侵害に巻き込まれるリスクが高く、権利保護も困難である——などがわかった。

国家知識産権局は2008年より、9年連続で全国範囲で専利年間調査を行っている。調査の内容は専利の創造、運用、保護、管理およびサービスなどの面をカバーし、1次データを大量に取得した。同局は、調査成果を活かして、政策や戦略の策定、研究によりよいデータサービスを提供するよう、昨年より年度別に調査データを発表することにした。

(出典：国家知識産権網 2017年6月30日)

★★★3. 国家知識産権局と香港商務・経済発展局、知財分野協力協定を締結★★★

6月28日、国家知識産権局と香港商務・経済発展局が「知的財産権分野協力に関するアレンジメント」を締結した。大陸部と香港特區間の知的財産分野における交流を一段と推進する。

2011年11月、大陸部と香港特區は初の知的財産権分野協力協定を締結した。その後、双方の知的財産関係当局は知的財産分野の法律法規、職員研修、自動化、特許文献などをめぐって一連の交流、協力を進め、目覚ましい成果を上げている。

今回締結した「アレンジメント」は、今後、大陸部と香港による知的財産権分野の交流、協力の方向性と内容を明確にした。国家知識産権局と香港の知的財産権当局は、「特許分野協力深化」、「知的財産権法律法規交流」、「知的財産権貿易推進」などの面で協力事業を実施し、双方の交流、意思疎通を促進し、権利者の知的財産権保護強化に取り組む。

(出典：国家知識産権網 2017年6月30日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 江蘇で模倣品摘発ネットワークが設立、有名企業130社加盟★★★

7月4日、江蘇省「重点保護企業模倣品摘発協力ネットワーク」が正式に設立された。江蘇省12都市の市場監視管理部門の責任者と有名企業130社の代表が設立大会に出席した。第一陣として加盟した130社は江蘇だけでなく全国でも知名度が高い有名企業で、一般企業に比べてより模倣品や「傍名牌」（有名ブランドの便乗使用）などに悩まされている。

省工商局の呉永才副局長によると、今後、「協力ネットワーク」加盟企業から提供した模倣品関連情報などに基づいて、工商と市場監視管理部門は法執行を強化し、有名ブランドや営業秘密の侵害行為などを厳重に取り締まる。江蘇省内の通報、苦情などは3日以内に返答し、外の省に関わった場合は一週間以内に返答するなど、迅速な対応に努める。

(出典：中国打撃侵權工作網 2017年7月5日)

★★★2. 湖北省12部門、ネット市場違法行為摘発で提携★★★

6月23日、湖北省の12部門からなる湖北省ネットワーク市場監視管理共同会議が第一回全体会議を開催した。会議で「湖北省ネットワーク市場監視管理共同会議活動規程」を採択し、現在から11月までにネットワーク市場の監視管理に関する特別行動を実施し、知的財産権侵害や模倣品製造販売などを厳しく取り締まることを決定した。

湖北省の電子商取引産業は成長を続けている。年間取引総額は2013年に6000億元から2016年の1兆4000億元にまで増加した。一方、一部の経営者はネットワークを不正に利用して、模倣品販売などの違法行為を行うことも多発し、問題となっている。

監視管理の強化を図り、湖北省はネットワーク市場監視管理共同会議制度を導入した。同省の工商局、ネットセキュリティ・情報化弁公室、発展改革委員会、公安庁を含む12部門は共同会議の枠組みの下、総合的な共同管理を実施し、情報共有や共同法執行などを通じて、湖北省の特色あるネットワーク市場監視管理の新体制を構築する。

(出典：工商総局公式サイト 2017年7月4日)

★★★3. 天津知識産権局とジェトロ北京事務所、知的財産権保護で交流★★★

6月29日、天津市知識産権局の藍兆琪副巡視員が日本貿易振興機構北京事務所知的財産権部の本間部長らと会談を行った。双方は、天津市の知的財産権保護政策の普及啓発、企業の知的財産権保護推進などの分野における協力強化で一致した。

藍副巡視員は、本間部長一行の訪問に歓迎の意を表し、今年3月に双方が合意した協力事業の推進を望むと語り、両国の知的財産権政策説明会の開催や企業知的財産権保護に関する交流協力を通じて、日本企業に天津市の良好な投資、知的財産権保護環境をPRし、より多くの日本企業の投資を誘致したいと期待を示した。また、藍副巡視員と本間部長は、協力事業のさらなる推進・展開について踏み込んで意見交換した。

(出典：国家知識産権網 2017年7月3日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京知識産権法院、著作権事件2万5000件審理、3つの特徴★★★

2014年11月に設立された北京知識産権法院は、最高人民法院と北京市高級人民法院の指導の下、著作権司法裁判の専門化、精細化、法治化の向上に取り組んでいる。同法院は、2015年に著作権第一審事件1万935件、第二審と再審事件992件を、2016年に著作権第一審事件1万4552件、第二審と再審事件911件をそれぞれ審理した。6月12日、全国人民代表大会（全人代）常務委員会の著作権法執行調査グループに報告を行う時、同法院の宿遲院長が説明した。

宿遲院長によると、北京市の裁判所で審理した著作権関連事件に、▽事件数が多く、増加率が高い▽様々な種類の事件が含まれる▽新技術に関わった新型事件が多数浮上——といった3つの特徴が見られる。各裁判所は、賠償基準の引き上げによる処罰強化や、手続き規則の活用による権利者拳証負担の軽減、証拠制度の改善などに努め、著作権に関する司法保護の効果向上で実績を上げている。

(出典：国家版權局公式サイト 2017年6月30日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 商務部、権利侵害摘発を強化、大型設備輸出などに重点★★★

商務部は知的財産権侵害、模倣品製造販売の摘発活動で高圧体制を維持する方針である。6月29日、商務部の孫継文報道官が明らかにした。

今後、商務部は4つの分野において知的財産権侵害、模倣品製造販売の摘発を強化する。それぞれ、▽人々の健康、安全に関わる消費財と、大型投資、インフラ整備、大型設備材料の輸出に重点をおいた輸出入監視管理の強化、▽国際法執行協力の推進による、国境をまたぐ権利侵害、模倣品摘発活動

の効果向上、▽メーカー、主要市場、商品集散地に対する日常監視管理の強化、▽中国ブランドの海外におけるイメージの向上促進——である。

(出典：中国保護知識産権網 2017年7月3日)

○ 統計関連

★★★1. 地理的表示商標登録件数、10年間で11倍増、総合貢献率30%超★★★

今年5月までに、中国の地理的表示商標の登録件数は3615件に達し、2007年の301件に比べて11倍も増加した。半分以上の地理的表示が地域経済の主要産業に成長し、就業、住民収入、経済発展への総合貢献率は30%を超える。6月29日、揚州市で開催された地理的表示に関する国際シンポジウムの席上で、国家工商行政管理総局の張茅局長が明らかにした。

張局長は演説の中で、今後、地理的表示登録手続きの簡素化などに努めるとともに、保護活動を強化し、地理的表示に関する権利侵害、違法活動を厳重に取り締まる方針を説明した。

国家工商総局の統計によると、地理的表示製品の大半は農産品に関わるものである。昨年12月までに工商総局が登録を認可した3374件の中で、果物類だけでも744件、全体の22.05%を占めた。地域別に見れば、トップ5省・直轄市が抱える地理的表示商標は全国の46.09%で、それぞれ山東省が489件、福建省が311件、湖北省が292件、江蘇省が252件、重慶市が211件となっている。

(出典：工商総局公式サイト 2017年7月4日)

○ その他知財関連

★★★1. 国家知的財産権研修基地セミナーが上海で開催★★★

6月29～30日、国家知的財産権研修基地セミナーが上海で開催された。19省・直轄市・自治区の知識産権局と24の国家知的財産権研修基地の責任者が参加し、国家知識産権局の甘紹寧副局長が演説を行った。

甘副局長は、「知的財産権人材『十三五』計画」に取り込まれている研修基地の活動は第13次五カ年計画期における知的財産権人材関連の重大項目であると強調し、各研修基地に対し、知的財産権強国建設を目指して、研究開発活動を後押しし、中小企業や零細企業、産業集積地域の知的財産権人材育成などに取り組むよう要求した。

セミナーにおいて、参会者らは知的財産権人材の育成と知的財産権関連学科の整備などをめぐって討議を交わした。統計によると、昨年、各研究基地で研修活動300回以上が催され、延べ3万人以上が受講した。

(出典：国家知識産権網 2017年7月5日)

★★★2. PPH 共通出願様式、19のPPH参加庁が採用★★★

特許審査ハイウェイ (PPH) ユーザーの利便性向上を図り、中国国家知識産権局が提案し、各 PPH 参加庁が共同で PPH 申請様式の統一化に関するプログラムを完成した。今年6月30日までに、中国、EU、スウェーデン、フィンランド、オーストリア、イスラエル、ハンガリー、スペイン、ポルトガル、ノルウェー、オーストラリア、米国、ロシア、カナダ、デンマーク、英国、韓国、日本、エジプトを含む19の PPH 参加庁が PPH 申請書の共通様式を採用した。

出願者が上述の国家、地区の PPH 参加庁に PPH 申請書を提出する時、申請書に使用される言語は異なるが、様式は統一されたため、ユーザーはより効率的に、簡便に必要な事項を記入し、書類を準備することができる。

(出典：国家知識産権網 2017年7月3日)

★★★3. 中国商標金賞授賞大会開催、張茅 SAIC 局長とガリ WIPO 事務局長出席★★★

6月30日、国家工商行政管理総局（SAIC）と世界知的所有権機関（WIPO）が共催する中国商標金賞受賞大会が江蘇省揚州市で開催された。張茅 SAIC 局長とフランシス・ガリ WIPO 事務局長が出席し、演説を行った。SAIC 劉俊臣副局長が大会の進行役を務めた。

深セン市大疆創新科技有限公司外 6 社が商標革新賞に、福建泉州匹克体育用品有限公司外 6 社が商標運用賞に、北京市工商行政管理局海淀支局外 3 機関と個人 2 名が商標保護賞に、華為技術有限公司外 4 社がマドリッド商標国際登録特別賞に——それぞれ選出されている。

WIPO 関係者と最高人民法院、公安部、農業部、商務部、国有資産管理委員会、税関総署、食品薬品監督管理総局などの責任者が大会に出席した。

（出典：工商総局公式サイト 2017 年 7 月 1 日）

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で、新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved